瀬戸内市監査委員公表第5号

令和6年度定期監査及び行政監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和6年度定期監査及び行政監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月28日

瀬戸内市監査委員　　小　野　和　倫

監査結果		所管部署	措置状況
指摘事項	同課が契約を行うにあたり、予算の定めがないにもかかわらず契約書に自動更新条項を設けていたことは法令に違反しており、予算の執行等が適正でないと認められる。	こども・健康部 健康づくり推進課	自動更新条項を削除し契約を行った。
指摘事項	条例及び基本協定書で提出しなければならないとされている報告書の提出がなされていないことは、条例等に違反していると認められる。	福祉部 いきいき長寿課	報告がされていなかった業務について、様式を整えて各団体に周知し、次のとおり報告書が提出された。 ・条例に謳われている管理業務の実施状況事業報告書（毎年度）・・・R6年度分から提出 ・基本協定書に記載のある管理業務の実施状況報告書（毎月）・・・R7.3月分から提出
指導事項	交付した補助金が目的に沿って効率的に執行されているか否かを確認しておらず、その予算の執行にあたり最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされているにもかかわらず、交付した補助金の使途や余剰の発生について確認がなされていないことは、補助金の効率性及び有効性の観点から、是正する必要があると認められる。	福祉部 福祉課	交付した補助金の使途や余剰の発生について確認を行い、かつ、余剰があった場合は返還するように協議を行いました。
指摘事項	補助事業等に着手したとき、及び当該補助事業等が完了したときに直ちに提出することとされている着手届等を徴していないことは、規則に違反していると認められる。	教育委員会 社会教育課	令和6年度補助事業実績報告から是正対応を実施済。
指摘事項	消耗品の保管にあたり、備えなければならないとされる出納簿を備えていないこと、また、出納簿は作成されているものの適切に記載していないことは、規則に違反していると認められる。	総務部 危機管理課	令和6年12月に消耗品の棚卸を行い消耗品出納簿を整備しました。
		環境部 生活環境課	令和6年度に消耗品出納簿を更新し、管理を行うよう措置を講じました。
		環境部 長船衛生センター	令和6年度に消耗品出納簿を更新し、管理を行うよう措置を講じました。
		消防本部	出納簿を作成した。
指導事項	適格請求書等の写しの保存期間を、法令に定められた保存期間に満たない期間としていることは、将来、法令に違反する恐れがあることから、適正な保存期間とする必要があると認められる。	総務部 危機管理課	保存期間を見直すことを確認し保存期間を設定しました。
		総合政策部 企画振興課	保存期間を8年に改めました。
		市民部 税務課	適格請求書等の写しの保存期間を、法令に定められた保存期間とした。
		環境部 長船衛生センター	法令に基づき、電子媒体及び紙ベースともにファイリングを行うなど保管するよう措置を講じました。

監査結果		所管部署	措置状況
指導事項	適格請求書等の写しの保存期間を、法令に定められた保存期間に満たない期間としていることは、将来、法令に違反する恐れがあることから、適正な保存期間とする必要があると認められる。	こども・健康部 健康づくり推進課	適格請求書等の写しの保存期間を、その交付した日の属する課税期間の末日の翌日から 2 月を経過した日から 7 年間保存とした。
		産業建設部 産業振興課	適正な保存期間としている。
		上下水道部 上水道業務課	令和7年3月に適格請求書等の写しを含む領収書控の保存年限を「7年」から「10年」に改め、適格請求書等保存方式が開始された令和5年10月1日以降の領収書控について、保存年限を「10年」として管理しています。
		上下水道部 下水道課	令和7年3月に適格請求書等の写しを含む領収書控の保存年限を「7年」から「10年」に改め、適格請求書等保存方式が開始された令和5年10月1日以降の領収書控について、保存年限を「10年」として管理しています。
		消防本部	7年3ヶ月とした。
指導事項	非常時に優先すべき業務の実施が可能となるよう、瀬戸内市業務継続計画において作成を検討することとされている業務マニュアルについて、整備を検討していく必要があると認められる。	消防本部	災害により受援が必要となった場合の業務マニュアルについて、瀬戸内市緊急消防援助隊受援計画の策定は平成29年3月に策定済。その後、令和3年3月に瀬戸内市消防本部受援計画により詳細な内容に変更し現在に至る。 災害時の協定を締結 ①岡山県下消防相互応援協定　平成20年4月1日 ②岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定　平成31年3月20日協定を締結 ③緊急消防援助隊が設立　平成16年4月1日